

2020年3月2日
一般財団法人 食品安全マネジメント協会

食品安全マネジメントシステムの
フードサービスセクター向け JFS 規格の適合証明 第1号の公表について



一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）は、食品安全マネジメントシステムのフードサービス*セクター向けの JFS 規格（以下「JFS フードサービス規格」）を開発し、2019年11月より運用を開始しておりますが、この度、本規格における適合証明の第1号が承認されましたのでここに公表いたします。

*フードサービス業とは、外食産業や中食産業（料理品小売業）をいいます。

1. 適合証明された組織

- ・組織名 : 株式会社オーシャンシステム ランチサービス事業部 群馬店
(以下「オーシャンシステム」)
- ・住所 : 群馬県高崎市北原町10
- ・適合証明の対象業種 : 大量調理施設（弁当製造）
- ・セクター : フードサービス
- ・適合証明日 : 2020年2月6日
- ・適合証明の有効期限 : 2023年2月5日
- ・URL : <https://www.ocean-system.com/business/lunch.html>

2. 監査及び適合証明を実施した機関

アース環境サービス株式会社
住所 : 東京都千代田区神田紺屋町17番地
URL : <http://www.earth-kankyo.co.jp/>

3. 本適合証明の意義

今般、ランチサービスとしてオフィスや工場等にお弁当をお届けするフードサービス事業者であるオーシャンシステムが、JFS フードサービス規格の第1号となる適合証明を取得されました。

JFS フードサービス規格は、レストラン、給食施設等外食・中食産業事業者からの JFS 規格の適合証明を取得したいとの声に応じて弊協会が、新たにフードサービス事業者向けに開発、運用開始した食品安全マネジメント規格です。改正食品衛生法による HACCP 制度化や東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博を控えたインバ

ウンド対応等において、JFSM は、フードサービス事業者の更なる食品安全の向上、見える化をサポートすることを目指しております。フードサービス事業者の皆様にご選ばれ、活用いただける JFS フードサービス規格の健全かつ持続的な普及に努める所存であります。

(参考) 改正食品衛生法 (HACCP 制度化) について

食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 46 号) によって、原則としてすべての食品事業者が食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するため、そこで取り扱う食品の特性に応じた衛生管理 (フードサービス業の場合は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」) の実施を義務付けています (食品衛生法第 50 条の 2 第 2 項)。

【お問い合わせ先】

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 (JFSM)

URL : <https://www.jfsm.or.jp/>

大羽、小野、八反田

電話 : 03-6268-9691

E-mail : office@jfsm.or.jp